

## 瀬戸内海国立公園(愛媛県地域)の公園区域及び公園計画の変更に関する 意見の募集(パブリックコメント)について

瀬戸内海国立公園(愛媛県地域)の公園区域及び公園計画の変更にあたり、これに関する意見を募集します。

### 公園の概要

瀬戸内海国立公園は、紀淡、鳴門、関門、豊予の4つの海峡に囲まれた内海多島海景観を代表する島嶼と海域及びその展望地を中心に、雲仙国立公園、霧島国立公園とともに我が国最初の国立公園として指定され、農山漁村集落、田畑、二次林等の多様な人文的要素が周囲の自然と調和して織りなす内海多島海景観の箱庭的な穏やかさ、優美さが特徴である。

愛媛県地域は、芸予諸島・防予諸島の島しょ部と西宇和郡三崎町から東予市にかけて点在する瀬戸内海沿岸部の一部からなり、それぞれ斉灘、伊予灘に浮かぶ島しょと瀬戸の潮流、砂浜とクロマツ林が織りなす白砂青松の景観が印象的である。

尾道～今治間を結ぶ西瀬戸自動車道は通称「しまなみ海道」と呼ばれ、近年利用が増加しており、来島海峡周辺の展望地を中心に内海多島海の眺望を楽しむルートとなっている。

### 1 区域

瀬戸内海国立公園(愛媛県地域)は、瀬戸内海の西南に位置し、芸予海域の越智諸島・防予海域の忽那七島等の多島海景観、来島海峡・船折瀬戸等の潮流景観、唐子浜・桜井海岸等の海浜と、これらを望む近見山・出石山などの背後山地により構成されている。

### 2 景観の特徴

防予諸島・芸予諸島の島々は、柑橘類を栽培している段々畑や漁港集落が多く見られる。

また、明治時代に構築された要塞跡、能島と来島の村上水軍3島の城跡、大山祇神社などの神社や社叢も多く見られ、歴史的な景観を呈している。

### 3 動植物

本地域には、大型ほ乳類では、ホンシュウジカ、ニホンザルなどが生息する。中型ほ乳類では、キツネ、タヌキ、アナグマなどが生息する。鳥類では、ウミウ、クロサギ、ウミネコ、カモメなどの海鳥も豊富に見られ、海岸部には、ミサゴ、ハヤブサなどの希少種も生息している。

植生は、瀬戸内海性気候に属する温暖小雨の地域で、沿岸部や島嶼部はクスノキ、シイノキ、モチノキ等の照葉樹林である。しかし、古くから人々の生活が営まれ、燃料のための過度の森林伐採などにより、明治時代には大部分が禿げ山やアカマツの二次林となっていた。その後、植林や生活様式の変化による伐採の減少、さらには、近年のマツクイムシ被害によるマツ林の減少などにより、植生の遷移が進んでおり、次第に照葉樹林が復元しつつある。

特筆すべき植生としては、弓削島法王ヶ原のクロマツ林、桜井海岸ハマエンドウ、ハマヒルガオ、ボタンボウフウ、ハマサジなどの海浜植物群落とクロマツ林、ヤマモモ群落、能島のサクラ、孫兵衛作蛇池のサギソウ、ミズハナビ、ミズトンボなどの湿地植物群落などがあげられる。

#### 4 利用動態

利用形態は、多島海景観の観賞、ドライブ、砂浜探勝、海水浴、潮干狩りなどである。利用者数は年間約3,451千人(平成14年)となっている。

##### 変更の理由

愛媛県地域は、昭和25年に指定され、その後昭和31年に行われた区域の拡張後、現在に至っており、公園の全体的な見直しである再検討は行われておらず、公園を取り巻く自然的・社会的条件の著しい変化に対応できない状態にある。そこで、このような変化に対応するため今回公園区域及び公園計画の全般的な見直し作業を行い、区域線の明確化、公園の利用のための施設計画を中心とする公園計画の変更を行い、現況の自然環境の保全と適正な利用の推進を図るものある。

##### 変更案の概要

#### 1 公園区域の変更

##### (1) 拡張

第2種特別地域に隣接し、ウバメガシの自然林等の良好な自然環境が残された区域を新たに公園区域に加える。

愛媛県越智郡弓削町豊島の一部 (1ha)

##### (2) 削除

ア 採石場に隣接した第2種特別地域の区域線の明確化を図る。

愛媛県越智郡弓削町豊島の一部 (2ha)

イ 海面普通地域が埋立てにより陸地化したため、区域線の明確化を図る。

愛媛県松山市堀江旧地先海面の一部他全149箇所

#### 2 公園計画の変更

##### (1) 保護規制計画の変更

ア 区域を拡張した自然林の保護を図るため第2種特別地域とする。

愛媛県越智郡弓削町豊島の一部 (1ha)

イ 東予集団施設地区内にあり、ウバメガシ等の自然林が残り良好な自然環境を有する、現況第3種特別地域である区域を、第2種特別地域に変更し周辺地域と一体的に保護を図る。

愛媛県今治市桜井の一部 (1.6ha)

#### 3 利用施設計画の変更

##### (1) 集団施設地区

波止浜集団施設地区内に飛び地状に点在する小島、来島、波止浜及び糸山地区は利用の実態から見て、施設を集团的に整備する必要がないことから区域から削除し、併せて、名称を近見山集団施設地区に変更する。なお、削除する地区に現存する利用施設については、単独施設に振り替える。

##### (2) 単独施設

ア 追加

愛媛県地域の優れた自然とのふれあいの場を確保し、展望、休憩等の用に供する施設を整備するため必要な計画を追加する。

|   |   |                |               |
|---|---|----------------|---------------|
| 園 | 地 | 愛媛県松山市（御手洗）    |               |
| 園 | 地 | 愛媛県今治市（波止浜）    |               |
| 園 | 地 | 愛媛県今治市（小島）     |               |
| 園 | 地 | 愛媛県今治市（唐子浜）    |               |
| 宿 | 舎 | 愛媛県今治市（糸山）     |               |
| 園 | 地 | 愛媛県越智郡大三島町（横島） |               |
| 野 | 営 | 場              | 愛媛県越智郡伯方町（道下） |
| 野 | 営 | 場              | 愛媛県越智郡大西町（鴨池） |

#### イ 削除

今後とも施設が整備される見込みがなく、利用実態上必要性が乏しいため削除する。

|         |   |               |                 |
|---------|---|---------------|-----------------|
| 園       | 地 | 愛媛県越智郡吉海町（館山） |                 |
| 園       | 地 | 愛媛県越智郡宮窪町（鵜島） |                 |
| 野       | 営 | 場             | 愛媛県越智郡宮窪町（鵜島）   |
| 水       | 泳 | 場             | 愛媛県松山市（御手洗）     |
| 水       | 泳 | 場             | 愛媛県今治市（唐子浜）     |
| 広場(駐車場) |   |               | 愛媛県今治市（唐子浜）     |
| 水       | 泳 | 場             | 愛媛県越智郡大西町（大井海岸） |
| 水       | 泳 | 場             | 愛媛県越智郡弓削町（法王ヶ原） |
| 水       | 泳 | 場             | 愛媛県越智郡大三島町（横島）  |
| 水       | 泳 | 場             | 愛媛県温泉郡中島町（ヌカバ）  |
| 水       | 泳 | 場             | 愛媛県西宇和郡三崎町（佐田岬） |

#### (3) 道路（歩道）の削除

今後とも施設が整備される見込みがなく、利用実態上必要性が乏しいため削除する。

|             |    |               |
|-------------|----|---------------|
| 田居水場線道路（歩道） | 起点 | 愛媛県越智郡吉海町（名）  |
|             | 終点 | 愛媛県越智郡吉海町（名）  |
| 大井海岸線道路（歩道） | 起点 | 愛媛県越智郡大西町（九王） |
|             | 終点 | 愛媛県越智郡大西町（奥谷） |
| 金山南北線道路（歩道） | 起点 | 愛媛県喜多郡長浜町（豊茂） |
|             | 終点 | 愛媛県大洲市（上須戒）   |
| 金山東西線道路（歩道） | 起点 | 愛媛県喜多郡長浜町（豊茂） |
|             | 終点 | 愛媛県八幡浜市（日土町）  |

#### (4) 運輸施設の削除

今後もの施設が整備される見込みがなく、利用実態上必要性が乏しいため削除する。

|   |   |                 |
|---|---|-----------------|
| 棧 | 橋 | 愛媛県越智郡宮窪町（鵜島）   |
| 棧 | 橋 | 愛媛県温泉郡中島町（野忽那港） |
| 棧 | 橋 | 愛媛県温泉郡中島町（二神港）  |
| 棧 | 橋 | 愛媛県温泉郡中島町（津和地港） |
| 棧 | 橋 | 愛媛県温泉郡中島町（大浦港）  |